

令和8年（2026年）6月30日	
所 属	給与課
所属長	波多野 和也
電 話	06-6489-6181

市職員のボランティア活動参加に係る特別休暇を拡充 ～民生委員・児童委員及び保護司の活動を対象に追加～

1 趣旨

地域社会を支える民生委員・児童委員及び保護司の担い手不足が深刻化する中、地方公共団体や事業主に対して、働きながらこれらの活動に従事できるような職場環境の整備が求められています。

こうした課題に市が率先して取り組むことで、民間企業等への波及・啓発にもつながることが期待でき、また、職員がこうした地域活動に従事し経験を積むことは、本市の業務にも寄与するものと考えられることから、職員が当該活動に従事しやすくなるよう、休暇制度を見直します。

2 内容

特別休暇の一つであるボランティア活動（自発的にかつ報酬を得ないで行う社会貢献活動）参加に係る特別休暇の取得要件として、新たに民生委員・児童委員及び保護司の活動に従事する場合を追加します。

3 実施時期

令和8年（2026年）7月1日

以 上

< 参考：ボランティア活動参加に係る特別休暇（概要） >

要 件	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで行う次に掲げる社会貢献活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。） ✓ 大規模災害が発生した被災地における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ✓ 身体障害者療護施設等において、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 ✓ 上記に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 ※ 今回、民生委員・児童委員及び保護司の活動に従事する場合を要件に追加
上限日数	1年度につき5日の範囲内 ※ 上限日数については変更なし
取得単位	1日単位（取得時間が1日未満であっても、取得日数は1日カウント） ※ 今回拡充する要件の取得単位は、1日又は1時間
給 与	有給